

男 女 共同参画

# あすてっぷ

誰もが自分らしく輝くために～

2013べっぷ男女共同参画フォーラム 講演会

## “人生いろいろ 夫婦もいろいろ”

男女共同しない社会はライリスクだらけ



新ネタとともに  
関西のスーパー主夫  
が再来別!!



出逢った女性が「わたし家事メチャ苦手やねん」で始まった主夫生活。あれから15年。家事子育てをしながらの山あり谷あり生活。家事ブルーや育児ノイローゼを乗り越えて気付いた大切なことは?職場や家庭で男女が共同参画したほうがいい現代ならではの理由とは?

家事ジャーナリスト・「楽家事ゼミ」主宰山田亮のコキゲン生活提案講座です。

**講師：山田 亮さん**

家事ジャーナリスト／楽家事ゼミ主宰  
NPO法人日本洗濯ソムリエ協会 理事  
著書「プロ主夫山田亮の手抜き家事のススメ」

**日時：2013年10月19日(土) 13:30開演**

**場所：ニューライフプラザ（県立社会教育総合センター）**

\*託児サービス（1歳～就学前）あります。（10/11までに要予約 電話0977-21-1141まで）

**入場無料  
申込不要**

「あすてっぷ」の愛称… 「あす」は明日と英語で私たちを表す us を意味し、「ステップ」は自分らしく自分の足どりで生きていこうという気持ちを込めて名づけました。

## 「男女共同参画の視点からの 防災・復興の取組指針」が出されました（内閣府）

東日本大震災において、避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

近年、国際社会において、「災害リスク軽減」という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

これらを踏まえて、内閣府では、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した取組指針を本年5月に作成・公表しました。

取組指針には自治体に向けて、基本的な考え方が提示されており、別府市でも、今後、危機管理担当課と連携し、男女共同参画の視点が生かされる防災・復興対策を目指します。



適用される対象者の範囲が  
広がります



しつこい電子メール送信もつきまとい  
行為としてみなされることになりました

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律（DV法）の一部改正について

平成25年7月3日にDV法の一部を改正する法律が公布され、  
平成26年1月3日に施行されることになりました。

この法改正により、**生活の本拠を共にする交際相手からの暴力  
及び被害者もDV法の対象**になります。

### ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法) の一部改正について

拒まれたにもかかわらず、**連續して、電子メールを送信する  
行為が「つきまとい等」に追加**されました。（平成25年7月23日  
施行）

また、禁止命令等や警告をする公安委員会や警察等の管轄も  
拡大されます。（平成25年10月3日施行）

別府市男女共同参画センターあす・べっぷ（ニューライフプラザ西館）では、女性を対象に、  
DV等の相談をお受けしています。ひとりで悩まず、一度相談してみませんか？  
まずはお電話ください。女性相談員がゆっくりあなたのお話をおききます。

**毎週火～金曜日 午前9時半～午後4時 電話：0977-21-7820**



男女共同参画センターあす・べっぷでは、広く市民の皆さんを対象にした無料の講座を行っています。今後の予定は↓のとおりです。★詳しくは市報・HPに随時掲載します。

11月

- ・DV講座
- ・認知症講座

12月

- ・金融講座

1月

- ・法律講座

2月

- ・男女共同参画基礎講座

3月

- ・パパくらぶ

♪♪ あす・べっぷホームページ

<http://www.city.beppu.oita.jp/asubeppe/> ♪♪